

「働き方改革」相談窓口

事業縮小等に伴う雇用維持のための雇用調整助成金の申請支援、「働き方改革関連法」の施行に伴う労務管理上の中小企業事業主の皆様のお悩みの解消のための相談窓口を開設します。

開催日 各回とも 10:00~16:00
(所要時間は1時間程度)

第7回
令和4年 1月20日(木)

第8回
令和4年 2月17日(木)

第9回
令和4年 3月17日(木)

「働き方改革関連法」の3本柱

- 1.有給休暇年5日以上取得の義務化
(平成31年4月1日施行)
- 2.時間外労働の上限規制の設定
(中小企業は令和2年4月1日施行)
- 3.同一労働同一賃金の徹底
(中小企業は令和3年4月1日施行)
※労働者派遣法は令和2年4月1日施行

上記の課題以外にも助成金申請・労務管理に係る課題に対応するため、専門家がご相談に応じます！

- ・雇用調整助成金の申請手続き
- ・就業規則の改定による従業員の定着促進
- ・定年後再雇用の賃金規定の見直し
- ・非正規社員の待遇改善
- ・人手不足の対応
- ・働き方改革関連法への対応 等々

対象者

中小企業事業者

(洲本商工会議所・南あわじ市商工会・淡路市商工会・五色町商工会・淡路経営者協会・淡路地域雇用開発協会の会員企業及び新型コロナウイルス感染症関連の相談の方を優先して受付させていただきます)

相談員

兵庫働き方改革推進支援センターのアドバイザー
(社会保険労務士等)

場所

洲本商工会議所・洲本市経済交流センター
2階会議室D(洲本市本町4丁目5番3号)

※相談日当日は3階事務所にて受付を致します。

相談料

無料

申込方法 申込書にご記入の上、FAX又はEメール、お電話にてお申込み下さい。

申込締切 本相談会は予約制です。各回とも開催日の1週間前までにお申込み下さい。

主催 洲本商工会議所 中小企業相談所[担当:竹中、橋本牧]

(お問合せ先) TEL:0799-22-2571 / FAX:0799-24-1550

E-mail:h-takenaka@sumoto-cci.org

受付時間：平日の9:00~17:00

「働き方改革」相談窓口 予約申込書

◇開設日 令和4年1月20日（木）

令和4年2月17日（木）、3月17日（木）

各回とも10:00~16:00（1時間程度）

◇場 所 洲本商工会議所・洲本市経済交流センター 2階会議室D
（洲本市本町4丁目5番3号）

事業所名	
所在地	
従業員数	名
連絡先	TEL: — — FAX: — — Email: @
相談者名	(役職名:)
相談内容 (希望項目に✓)	<input type="checkbox"/> 雇用調整助成金等助成金の申請について <input type="checkbox"/> 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備 <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談 <input type="checkbox"/> その他 ()
相談希望日時	月 日 時頃希望

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当所・兵庫働き方改革推進支援センターからの各種連絡・情報提供に利用するほか、調査分析等のために利用することがあります。